

神奈川県内広域水道企業団
公共用地一般競争入札実施要領
(平成25年2月22日付け公告)

入札参加を希望される方は、この実施要領により内容を確認のうえ、ご参加ください。

- 入札に参加希望の方は、事前に入札参加申請書を提出する必要があります。

[受付期間:平成25年2月25日(月)から平成25年3月8日(金)まで]

- 入札に関する用紙は11ページから16ページに記載されてますので、コピーしてご使用ください。

なお、用紙は申請者が単独で入札参加される場合のものとなっておりますので、連名で入札に参加される場合は、財務課までお問い合わせください。

神奈川県内広域水道企業団

総務部財務課

目 次

ページ

[実施要領]

1	入札物件	1
2	入札に参加することができない者	1
3	契約を締結することができない者	1
4	入札参加申請	1
5	物件の現地説明	2
6	入札及び開札の日時及び場所	2
7	入札当日の持参品等	2
8	入札保証金	3
9	入札書の注意事項	3
10	開札	4
11	入札の無効	4
12	落札者の決定	4
13	契約の締結	5
14	売買代金の支払方法	5
15	所有権の移転、費用負担	5
16	その他の注意事項	5
17	入札結果の公表	6
18	問い合わせ先等	6
19	入札参加申請書提出及び入札会場地図	6

[添付資料]

	物件調書（伊勢原公舎用地）	7
	物件調書（飯泉公舎用地）	9
	企業団公共用地一般競争入札参加申請書	11
	入札書	12
	委任状	13
	入札保証金返還請求書	14
	神奈川県内広域水道企業団暴力団排除条例にかかる誓約書	15
	企業団公共用地売買契約書（案）（契約時全額払用）	17
	企業団公共用地売買契約書（案）（契約保証金払用）	21

1 入札物件

物件番号	物件名 所在地	地目	地積 (実測)	予定価格	用途地域
1	伊勢原管理公舎用地 伊勢原市白根字初川456-1	水道用地	1768.57 m ²	102,600,000 円	準工業地域
2	飯泉管理公舎用地 小田原市上新田字上河原26-1	水道用地	1,132.97 m ²	75,400,000 円	工業地域

注1 物件の詳細については、物件調書をご覧ください。

注2 企業団の予定価格を表示しています。

注3 今後、上記の物件について、入札中止、内容変更をすることがあります。

注4 土地の用途により地目変更を行なってください。(敷地内に水道施設なし)

2 入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- (2) 地方自治法第238条の3の規定に該当する者

3 契約を締結することができない者

神奈川県内広域水道企業団暴力団排除条例（平成24年神奈川県内広域水道企業団条例第2号）第2条第2号から第5号（以下「暴力団等」という。）に該当する者及びこれらの者と密接な関係を有する者

4 入札参加申請（添付用紙をコピーしてご使用ください。）

入札に参加希望する場合は、事前に入札参加申請書の提出が必要です。

(1) 提出期間

平成25年2月25日（月）から平成25年3月8日（金）まで（土日、祝日を除く。）
の午前9時から正午、午後1時から午後5時までの間

(2) 提出書類（提出部数各1部）

① 企業団公共用地一般競争入札参加申請書（以下「申請書」という。）

注5 申請者が連名の場合は、事前に別途お問い合わせください。

② 印鑑証明書（申請者の印鑑証明で、発行後3ヶ月以内の原本）

注6 複数の物件に参加を希望する場合は、1件ごとに申請書を提出してください。

(3) 提出方法

提出書類は、本実施要領6(2)に記載された場所に直接持参し、提出してください。

(4) 申請書の受付

提出書類を確認し、申請書に受付印を押したものの写しをお渡しますので、入札当日に持参してください。また、申請書の受付後であっても、不正等が判明した場合は、入札に参加することができませんのでご注意ください。

(5) 連名による入札参加申請後の辞退

連名による入札参加申請後、申請者のいずれかの方が入札参加辞退となった場合は、入札受付時まで申請者全員の連名による辞退届（任意様式）の提出が必要です。

5 物件の現地説明

物件の現地説明を次のとおり行います。

物件番号	物件名 所在地(地番)	日時
1	伊勢原管理公舎用地 伊勢原市白根字初川456-1	平成25年3月1日(金) 午前10時00分～午前12時00分
2	飯泉管理公舎用地 小田原市上新田字上河原26-1	平成25年3月1日(金) 午後2時00分～午後4時00分

注7 各物件とも駐車場の用意はありません。

6 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 平成25年3月28日(木)

物件番号	受付開始	受付締切り	入札開始	開札開始
1	午前 9時30分	午前10時15分	午前10時30分	入札箱に投函後、 直ちに開札
2			午前11時30分	

注8 本人以外の者が入札書を提出する場合は、委任状が必要となります。使者及び郵送による入札書の提出はできません。

注9 入札受付を受付締切り時刻までに済ませていただく必要がありますので、時間に余裕をもってお越しください。

注10 複数の物件に参加する方は、入札開始時刻と受付開始時刻が重なるため、予めご相談ください。

(2) 場所 神奈川県内広域水道企業団三ツ境庁舎(横浜市旭区矢指町1194番地)

相鉄線「三ツ境駅」から徒歩10分(6ページ 案内図参照)

受付 第2委員会室(庁舎3階)

入札 第1委員会室(庁舎3階)

注11 受付締切り時刻及び入札開始時刻に遅れますと入札に参加できませんので、ご注意ください。

7 入札当日の持参品等

(1) 企業団に提出する書類(添付用紙をコピーしてご使用ください。)

① 入札書

② 委任状 法人の代表権がない方、個人でやむを得ず代理入札する方は、委任状を持参してください。また、復代理人が入札する場合には、前記の委任状のほか、代理人から復代理人への委任状も必要となります。代理人が委任者となり復代理人を選任する場合の用紙も同じ用紙となりますが、必ず事前にお問い合わせください。

注12 復代理人(二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む(以下同じ))が入札する場合、申請者(委任者)から代理人への委任状及び代理人から復代理人への委任状の代理人印は、印鑑登録済の印鑑とし、入札当日の受付時に委任状に印鑑証明書を添付し提出してください。

③ 入札保証金納入通知書の写し

④ **入札保証金返還請求書**

落札しなかった場合の保証金の返金に必要となります。(添付用紙使用)

⑤ **口座振替依頼書**

返金する場合の振込先金融機関をご記入ください。

注 13 入札保証金納入通知書及び口座振替依頼書は、**3月13日以降**順次送付いたします。

⑥ **神奈川県内広域水道企業団暴力団排除条例にかかる誓約書**

開札後、落札候補者のみ提出していただきます。(添付用紙使用)

⑦ **本人を確認できるものの写し** (例：運転免許証、住民基本台帳カード等)

入札当日に出席する申請者、代理人、復代理人の方は必要となります。

(2) **受付時に提示する書類**

① **入札保証金納入通知書の領収書の原本**

② 入札当日に出席する申請者又はその代理人(復代理人者を含む。)の**本人を確認できるもの**(運転免許証、住民基本台帳カード等)

③ **申請書の写し**(企業団の受付印が押印されたもの)

(3) **その他持参品**

筆記用具(ボールペン又は万年筆)

注 14 入札室への入室は、申請者又は代理人又は復代理人のみとさせていただきます。

8 入札保証金

入札保証金の納付方法及び還付方法は、次のとおりです。

(1) 入札保証金として、**物件番号 1：5,130,000円、物件番号 2：3,770,000円**を**平成25年3月27日(水)までに**、企業団から送付される「納入通知書」により、出納取扱金融機関(横浜銀行本・支店)に納付してください。

入札保証金の納付については、入札当日の受付時に領収書にある領収印をもって確認しますので、領収書原本の提示とその写しの提出が必要です。

(2) 入札保証金の還付請求は、「入札保証金返還請求書」(本実施要領に添付の用紙)を入札当日の受付の際に提出してください。

注 15 落札者が納付した入札保証金は、申出により契約保証金又は売買代金に充当することもできます。(5ページ 売買代金の支払方法を参照)

注 16 落札者が期限までに契約を締結しない場合は、落札の効力を失い、落札者が納付した入札保証金は、神奈川県内広域水道企業団に帰属することになります。

注 17 落札者以外の方が納付した入札保証金は、落札決定後、企業団が所定の手続きを行った後に指定された口座へ振込みます。(落札決定から3週間程度の日数を要します。)

9 入札書の注意事項

(1) 入札書(添付用紙をコピーして使用してください。)に必要な事項をボールペン又は万年筆で記載し、記名押印のうえ、所定の入札箱に投函してください。

(2) 入札金額は、入札書に右詰めで物件の金額を算用数字で表示し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。また、金額の訂正はできません。

(3) 事由のいかんに関わらず提出した入札書の引換え、変更又は取消しはできません。

10 開札

- (1) 開札は、入札後直ちに申請者又は代理人又は復代理人の面前で行います。ただし、申請者又は代理人又は復代理人が開札に立会わない場合には、企業団が指定した者を立会人として開札します。この場合の異議の申立てはできません。
- (2) 開札後、有効な入札書は、申請者氏名（法人の場合はその名称）及び金額を読み上げます。また、開札時に明らかに無効な入札書については、申請者氏名（法人の場合はその名称）のみを読み上げ、無効である旨を伝えます。

11 入札の無効

次の各号に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加することができない者の入札
- (2) 入札の前に入札保証金を納付していない者の入札
- (3) 入札書の記載事項に不備がある入札及び入札書に申請者又は代理人又は復代理人の記名、押印がない入札
- (4) 金額欄に金額のないもの、金額が読みとれないもの、金額を訂正したものなど、入札金額の記載に問題がある入札
- (5) 1物件につき、1人で2通以上の入札書を提出した入札
- (6) 1物件につき、1人が申請人と代理人とを重複している場合又は1人の代理人が2人以上（複数による共同所有を希望する場合を除く。）の代理人となっている場合の入札
- (7) 委任状を提出していない代理人又は復代理人が行なった入札
- (8) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者の入札
- (9) 申請者、代理人、復代理人及び法人役員が暴力団等に該当する入札
- (10) 前各号に定めるもののほか、この実施要領に規定する入札に関する条項に違反した者の入札

12 落札者の決定

- (1) 有効な入札のうち、**企業団の予定価格以上で最高の価格の入札**をした申請者を落札候補者とします。ただし、同価格の申請者が2人以上あるときは、直ちに「くじ」により落札候補者を決定します。（同価格入札者は「くじ」を辞退することはできません。）
- (2) 落札候補者は、入札当日に持参した「神奈川県内広域水道企業団暴力団排除条例にかかる誓約書」を提出してください。
- (3) 落札候補者は、履歴事項全部証明書（法人の場合）又は住民票（個人の場合）を原則開札日の3日後（土日、祝祭日を除く平日）の午後5時までに提出してください。
注18 提出書類は、入札日以後に発行されたものとしてください。
- (4) 企業団は警察本部に落札の候補者、代理人、復代理人及び法人役員に暴力団等の該当者がいないか照会を行ない、該当者がいない場合は、落札候補者を落札者として決定します。
なお、照会結果により暴力団等に該当すると判明した場合は、落札候補者の入札を無効とし、書面にてその者に通知します。
- (5) 落札候補者の入札無効が確定した場合は、企業団の予定価格以上の有効な入札をした申請者のうち、高額で入札した者から、順次、同様の落札者決定の手続きを行ないます。

13 契約の締結

落札者は、落札決定通知があった日から10日以内に企業団が定める売買契約書により契約を締結しなければなりません。

14 売買代金の支払方法

売買代金の支払は、次のいずれかの方法となりますので、落札決定後に選択してください。
(落札者には支払方法の説明をいたします。)

- (1) 売買契約締結と同時に、売買代金の全額を納付する方法
 - ・ 入札当日の受付までに納付した入札保証金を売買代金に充当しますので、売買代金との差額を売買契約締結日にお支払いください。
- (2) 売買契約締結日までに契約保証金(売買代金の100分の10以上)を納付し、その後、差額を納付する方法
 - ・ 入札保証金を契約保証金に充当できますので、契約保証金に対する不足額を納付し、その後、企業団から発行される納入通知書(発行日から30日以内)により、差額をお支払いください。
なお、契約保証金は契約者が売買代金を支払わないなど、契約者の義務を履行しない場合は、企業団に帰属することになります。

15 所有権の移転、費用負担

- (1) 売買代金の完納を持って所有権の移転があったものとして、直ちに物件の引き渡しをいたします。
- (2) 所有権移転登記は、物件引き渡し後、企業団において手続きいたします。
- (3) 売買契約書に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結及び履行に関する一切の必要費用は、落札者の負担となります。

16 その他の注意事項

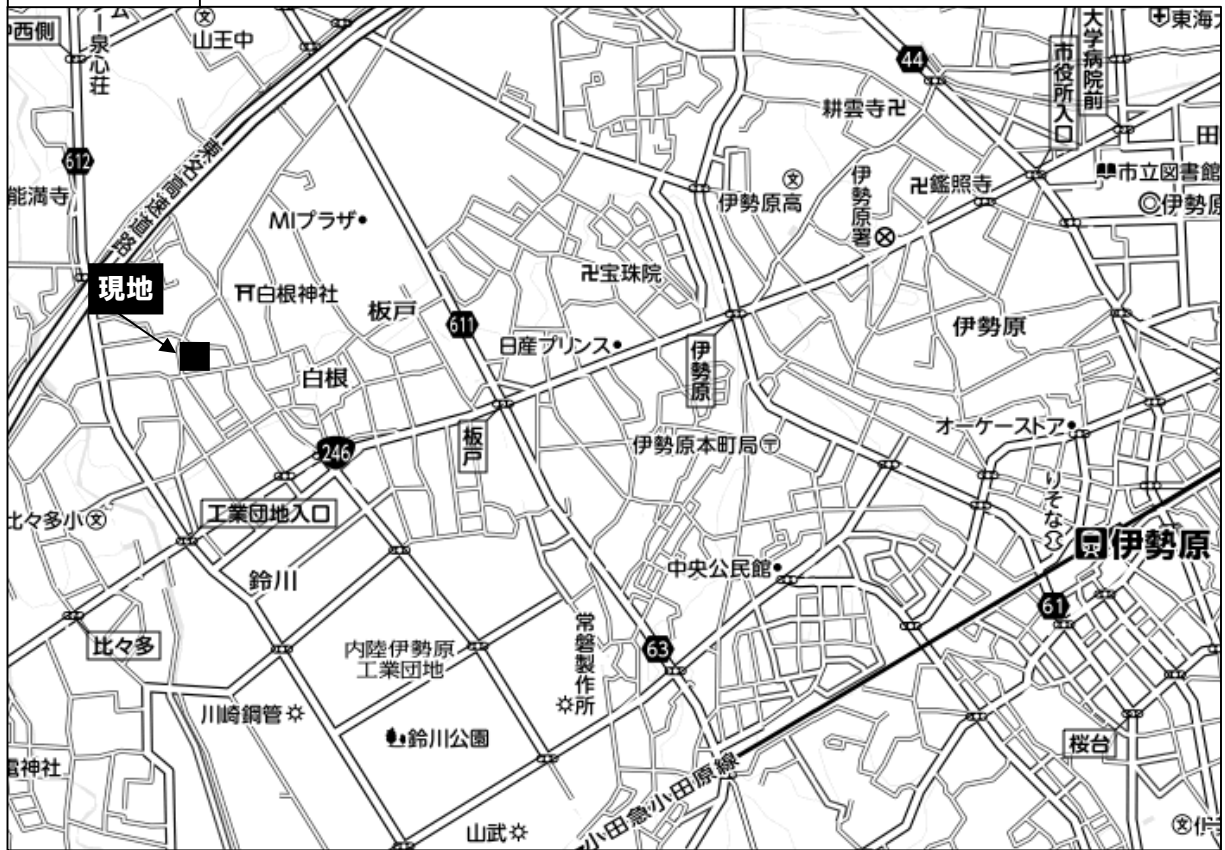
- (1) 入札物件を複数者の共同所有とする場合の入札には、共同所有者を希望する全員の申し込みが必要ですので、あらかじめご相談ください。
- (2) 物件の引渡しは、物件調書に特段の記載がない限り、現状引渡しとなりますので、必ず物件調書と現地を確認のうえご入札ください。なお、物件調書の記載と現状が異なる場合は現状を優先します。
- (3) 取得後に建物を建築する場合は、用途規制、建築基準法、文化財保護法、所在市町村の条例等による指導及び開発負担金等が必要となる場合がありますので、あらかじめ関係機関にご確認ください。
- (4) 入札保証金及び契約保証金は、預かり期間中の利子は付きません。
- (5) 物件調書に記載された敷地内の残存物件は現状引渡しとし、補修、撤去、関係機関との調整等は、企業団では対応いたしません。
- (6) 入札物件は隣接地との境界は確定済みです。なお、擁壁・直壁・ブロック塀等の地上又は地中内における越境に関する移設・撤去等の費用負担等は、企業団は対応いたしません。
- (7) 入札物件の敷地内及び敷地上空又は隣接地等に電柱(電信柱・電柱付属物・電線等を含む)・支線・ゴミ置き場・道路設置物(ガードレール等)・道路標識(カーブミラー等を含む)等がある場合の移設・撤去等は、企業団では対応いたしませんので、設置者又は管理者等にお問い合わせください。

物件調書1

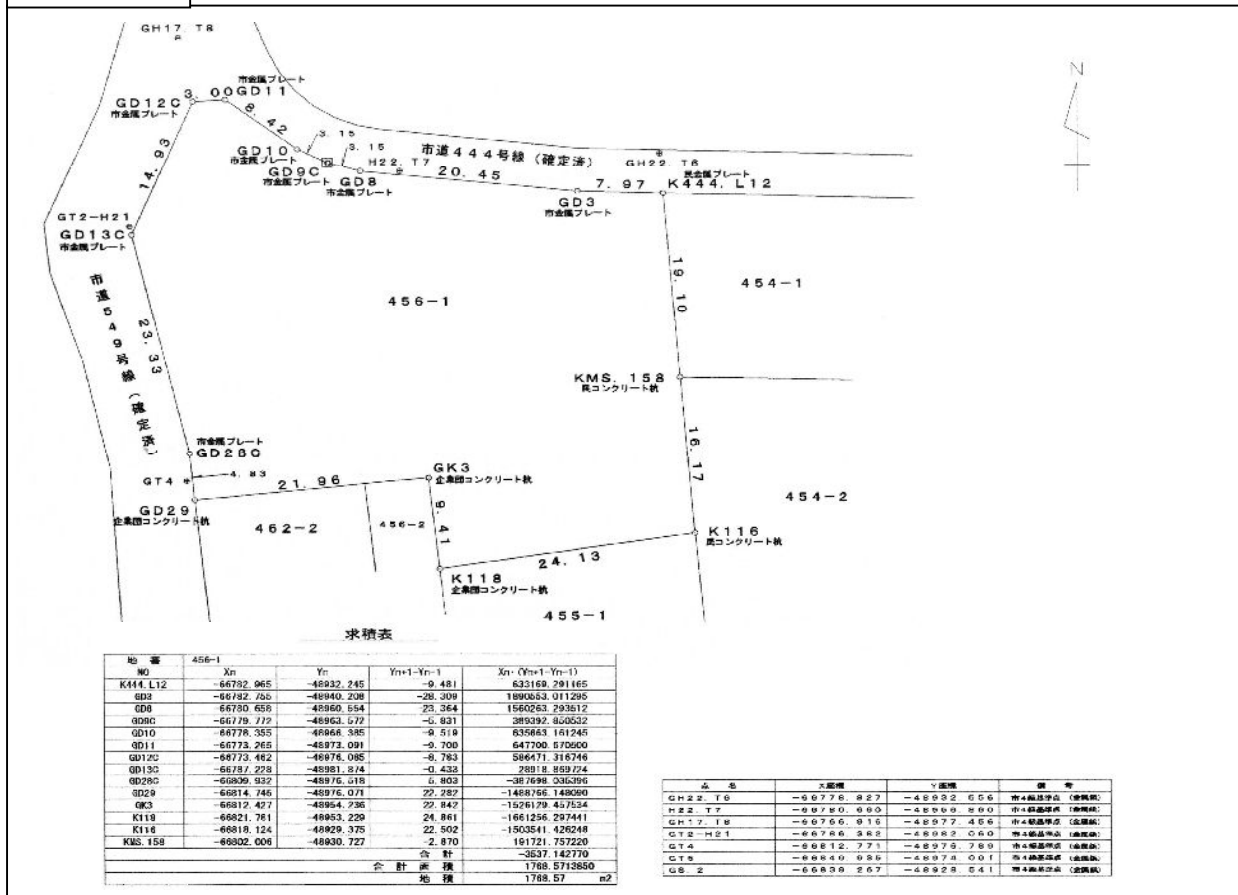
伊勢原管理公舎用地

所在地	伊勢原市白根字初川456-1				
住居表示	伊勢原市白根456				
地積(実測)	1,768.57㎡	地目	水道用地	形状	台形
道路幅員及び接面状況等	北側幅員約4.5m舗装市道444号線 西側幅員約5m舗装市道549号線				
法令等に基づく規制	都市計画地域	市街化区域		用途地域	準工業地域
	建ぺい率	60%	容積率	200%	
	高度地区	—			
	その他規制	防火指定なし			
私道の負担等に関する事項	負担の有無	無	供給施設状況	電気	可
	負担の内容			上水道	可
				下水道	可
				都市ガス	無
交通機関	鉄道	小田急線「伊勢原」駅 西方地域中央まで約2.3km			
	バス	最寄バス停「白根」地域南西方約500m			
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 敷地は、更地となっています。 ○ 敷地周囲には土留め擁壁があり、上部にネットフェンスが設置されています。 ○ 敷地と隣接地との境界は全て確定しています。 ○ 敷地内に企業団の工作物、埋設物件等は存置していません。 ○ 上水道については、敷地内で 40 mm引込管がバルブ止めしてあります。(水道加入金については、神奈川県企業庁厚木水道営業所にお尋ねください。) ○ 下水道については、敷地西側に最終宅内枘が設置されており、西側市道に下水本管が敷設されています。 ○ 雨水については、敷地西側に最終宅内枘が 2 箇所敷設されています。 ○ 本敷地については、土壌汚染及び地盤に関する調査は実施しておりません。 ○ 敷地の一部が埋蔵文化財包蔵地の指定地に該当。詳細は、伊勢原市教育委員会に照会してください。 				

案内図



明細図

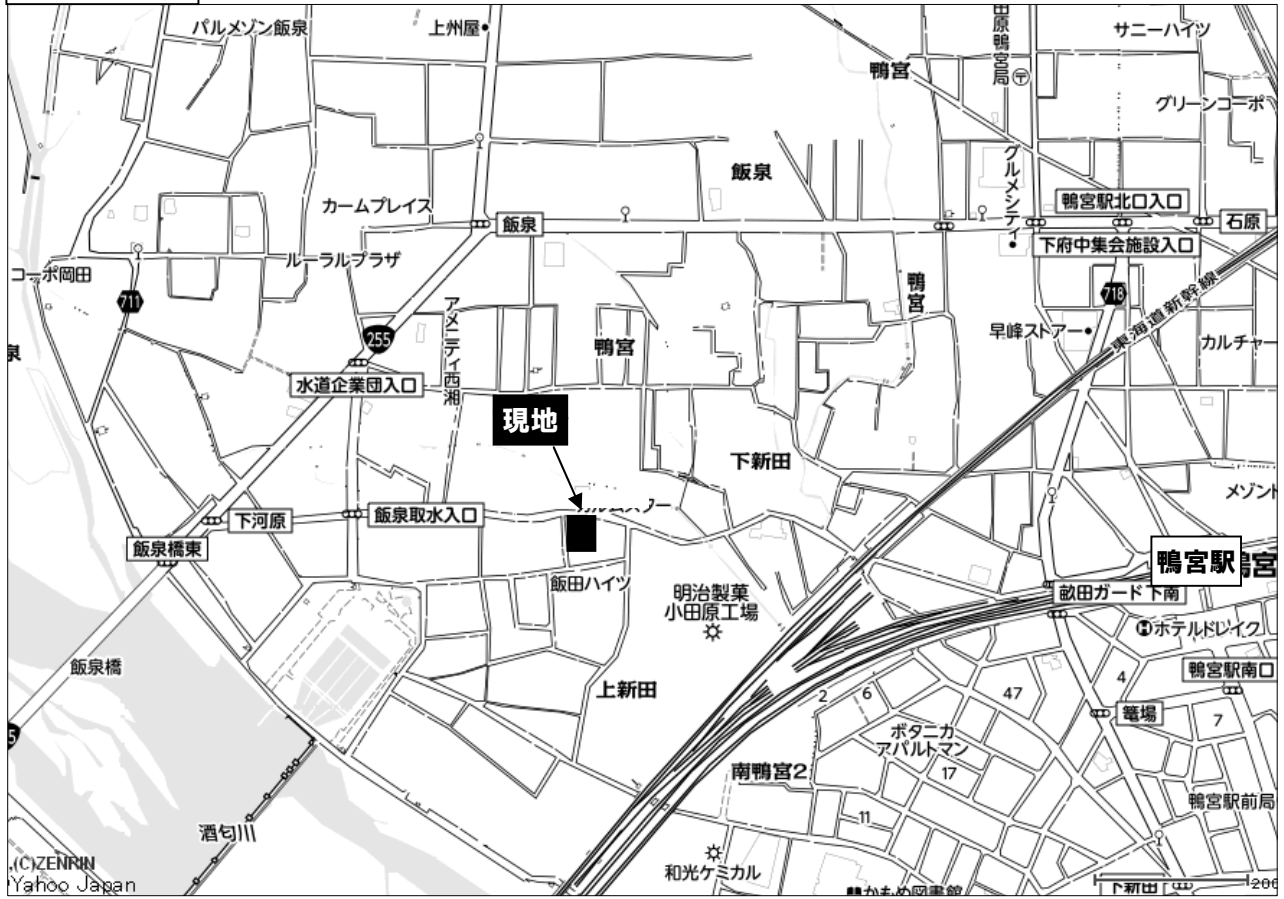


物件調書 2

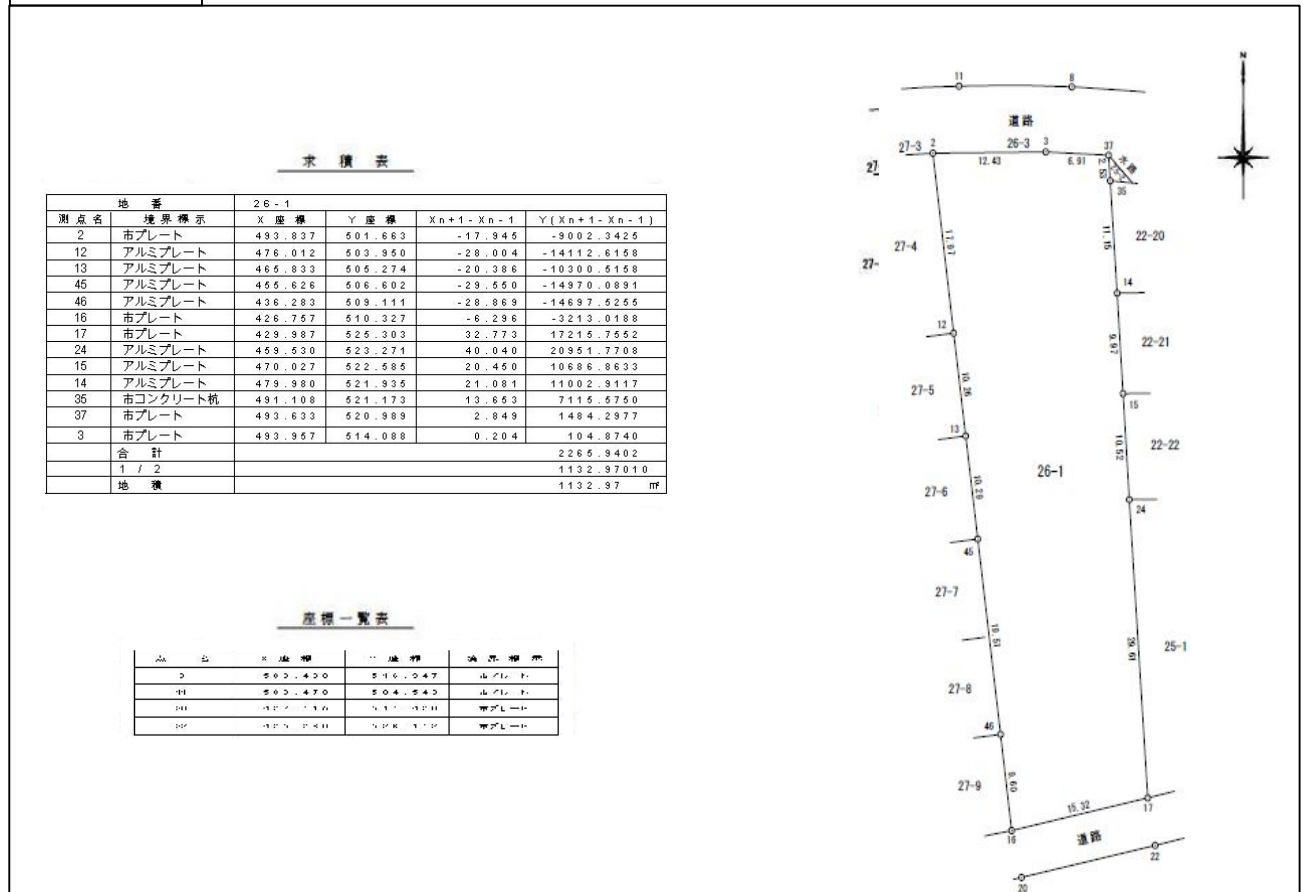
飯泉管理公舎用地

所在地	小田原市上新田字上河原26-1				
住居表示	小田原市上新田26-1				
地積(実測)	1,132.97㎡	地目	水道用地	形状	長方形
道路幅員及び接面状況等	北側幅員約6.6m舗装市道0050号線に接面 南側幅員約4.8m舗装市道4215号線に接面				
法令等に基づく規制	都市計画区域	市街化区域		用途地域	工業地域
	建ぺい率	60%	容積率	200%	
	高度地区	第5種高度地区			
	その他規制	防火指定なし			
私道の負担等に関する事項	負担の有無	無	供給施設状況	電気	可
	負担の内容			上水道	可
				下水道	可
				都市ガス	可
交通機関	鉄道	JR東海道線「鴨宮」駅西方約 930m			
	バス	—			
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 敷地は、更地となっています。 ○ 敷地周囲には土留め擁壁があり、上部にネットフェンスが設置されています。 ○ 敷地と隣接地との境界は全て確定しています。 ○ 敷地内に企業団の工作物、埋設物件等は存置していません。 ○ 敷地東側に東京電力株式会社の電柱2本、支柱1本、支線1本があります。取り扱いについては所有者と協議してください。 ○ 敷地東側の一部を引込み線が空中を通過しています。 ○ 上水道については、敷地北側市道に100mmの本管、南側に200mmの本管が敷設されています。 ○ 下水道については、敷地内に最終宅内枘が、北側に2箇所、南側に1箇所敷設されており、北側市道には400mmと250mm、南側市道には250mmの本管が敷設されています。 ○ 都市ガスについては、敷地北側市道に低圧150mmの本管が敷設されています。 ○ 本敷地については、土壌汚染及び地盤に関する調査は実施していません。 				

案内図



明細図



企業団公共用地 一般競争入札参加申請書

平成 年 月 日

神奈川県内広域水道企業団企業長 殿

申 請 者	住 所			
	(ふりがな) 氏 名	印 (印鑑証明印)		
	担 当 者			
	電 話	() -	ファミリ	() -

下記企業団公共用地の一般競争入札に参加したく、申請します。なお、次の事項について事実と相違ないことを誓約します。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法第 238 条の 3 の規定に定められた公有財産に関する事務に従事する者でないこと。
- (3) 入札の参加に当たっては、入札説明書、企業団公共用地売買契約書(案)及び物件調書の内容を承知した上で参加します。

入札参加物件

物件番号 _____

所在地 _____

面 積 _____ m²

- 注 1 複数の物件に参加を希望する場合は、この用紙をコピーし、1 件ごとに申請してください。
 注 2 申請者印は印鑑登録済のものを使用し、3 箇月以内に発行の印鑑証明書を添付してください。
 注 3 連名で入札の参加申請をする場合は、事前に別途お問い合わせください。

受付印

入 札 書

平成 2 5 年 3 月 日

神奈川県内広域水道企業団企業長 殿

申請者 住所

氏名

印

代理人 住所

氏名

印

物件 番号	物件の所在地	面 積 (㎡)	金 額										
			百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

「神奈川県内広域水道企業団公共用地の一般競争入札説明書」の記載内容を承知のうえ上記のとおり入札します。

- 注 1 申請者本人が入札する場合は、印鑑登録済の印（法人の場合は代表者印）を押印してください。
- 注 2 代理人又は復代理人が入札する場合には、必ず委任状の代理人欄に押印した印鑑と同じ印鑑を押印してください。
- 注 3 金額は、算用数字を右詰めで記入し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。
- 注 4 複数の物件に入札する場合は、この用紙をコピーして使用してください。
- 注 5 申請者が連名の場合は、事前に別途お問い合わせください。

委 任 状

代 理 人 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

私は、上記の者をもって代理人と定め、次の事項を委任します。

- ・ 下記企業団公共用地の一般競争入札に関する一切の権限
- ・ 復代理人の選任に関する権限

物件番号	物件の所在地	面 積 (㎡)

平成 年 月 日

神奈川県内広域水道企業団企業長 殿

委 任 者 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

注1 委任者印は印鑑登録済の印鑑を使用し、3箇月以内に発行の印鑑証明書を添付してください。

注2 代理人が委任者となり復代理人を選任する場合は、すべての委任状が必要となります。詳細については事前にお問い合わせください。

入札保証金返還請求書

平成25年3月 日

神奈川県内広域水道企業団企業長 殿

(申請者)

住 所

氏 名

印

金 _____ 円

入札参加物件

物件番号 _____

平成25年3月 日神奈川県内広域水道企業団公共用地の一般競争入札の入札保証金として納付したものを下記口座に振り込み願います。

振 込 先

金融機関名	銀行	支店							
預金種別	普通	当座	その他						
口座番号 (右 詰 め)									
(ふりがな)									
口座名義人									

注1 複数の物件に入札する場合は、この用紙をコピーして1件ごとに作成してください。

注2 申請者が連名の場合は、事前にお問い合わせください。

神奈川県内広域水道企業団暴力団排除条例にかかる誓約書

平成 年 月 日

今般、神奈川県内広域水道企業団公共用地の一般競争入札に参加するにあたっては、神奈川県内広域水道企業団暴力団排除条例（平成 24 年神奈川県内広域水道企業団条例第 2 号）第 2 条 2 号から 5 号に該当する者及びこれらのものと密接な関係を有する者に該当しないことを誓約します。

また、神奈川県内広域水道企業団が、上記内容を確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

なお、代表者以外に記載した者についても、個人情報の提供及び神奈川県警察本部への照会について本人の同意を得ております。

神奈川県内広域水道企業団暴力団排除条例（抜粋）
 (定義)
 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 (略)
 (2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
 (3) 暴力団員等 暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。
 (4) 暴力団経営支配法人等 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者をいう。
 (略)

物件番号 _____

2 申請者 法人名

代表者又は個人名 _____ 印

(フリガナ) 代表者氏名	生年月日 (明治・大正・昭和・平成)	性別 (男・女)	住 所

3 代理人

(フリガナ) 氏 名	生年月日 (明治・大正・昭和・平成)	性別 (男・女)	住 所

4 復代理人（二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む）

(フリガナ) 氏 名	生年月日 (明治・大正・昭和・平成)	性別 (男・女)	住 所

5 法人役員(取締役、監査人、監査法人等)

(契約時全額払用)

【物件番号 1・2】

企業団公共用地売買契約書 (案)

神奈川県内広域水道企業団企業長 羽田 慎司 (以下「甲」という。) と <落札者> (以下「乙」という。) とは、次の条項により企業団保有地の売買契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、その所有する別表物件目録記載の企業団保有地 (以下「売買物件」という。) を乙へ売り渡し、乙はこれを買受ける。

(売買代金)

第2条 売買代金は、金<落札金額>円とする。

2 乙は、前項の売買代金から入札保証金として納入済の金<入札保証金額>円を控除した金<落札金額-入札保証金額>円を甲の発行する納入通知書によりこの契約締結の日に神奈川県内広域水道企業団指定金融機関等に納入するものとする。

3 前項に定める金額を完納したときに、入札保証金を、甲において売買代金の一部に充当できるものとする。

(違約金)

第3条 乙は、第2条第1項に定める売買代金の納入を遅延したときは、納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、当該納入金額につき年3.1パーセントの割合で計算した額の違約金を甲の発行する納入通知書によりその指定する期日までに神奈川県内広域水道企業団指定金融機関等に納入するものとする。

(所有権移転時期)

第4条 売買物件の所有権移転時期は、乙が第2条第2項に定める売買代金を完納したときとする。ただし、前条により違約金が賦課された場合には、その違約金を完納したときとする。

(登記の嘱託)

第5条 乙は、前条により売買物件の所有権が移転した後、甲に対し所有権移転の登記を請求するものとし、甲はその請求により所有権移転の登記を所轄法務局に嘱託するものとする。

2 前項の所有権の移転登記に要する登録免許税は、乙の負担とする。

(売買物件の引渡し)

第6条 甲は、第4条により所有権が移転した後、売買物件を現況のまま乙に引渡すものとする。

(危険負担)

第7条 乙は、売買物件が、この契約締結後引渡しまでの間に、甲の責に帰することができない事由により、滅失又は毀損した場合でも、甲に対して売買代金の減免、若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(瑕疵担保)

第8条 乙は、この契約締結後売買物件に面積の不足その他隠れた瑕疵があることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、何らの催告を要せずこの契約を解除することができるものとする。

2 甲は、警察本部からの通知等に基づき、乙が、神奈川県内広域水道企業団暴力団排除条例(平成24年神奈川県内広域水道企業団条例第2号。以下「条例」という。)第2条第2号から第5号(以下「暴力団等」という。)に該当すること及び暴力団等と密接な関係を有することが判明したときは、この契約を解除しなければならない。この場合において、解除により乙に損害が生じても、甲はその損害に対する賠償の責を負わないものとする。

(条例の遵守及び用途制限等)

第10条 乙は、この契約の締結日から10年間、本売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所、その他これらに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、本売買物件を第三者に譲渡し、若しくは本売買物件について地上権、賃借権、その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をしてはならない。

(実地調査等)

第11条 甲は、前条に定める乙の義務の履行状況について随時実地調査を行ない、又は乙に対し所要の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、正当な理由もなく前項に規定する調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(用途制限義務及び実地調査等の違反に対する措置)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、売買代金の10分の1に相当する金額を違約金として乙に請求することができる。なお、当該違約金は、違約罰と解釈するものとする。

(1) 第9条第2項の規定により、甲が契約を解除したとき。

(2) 第10条の規定に違反したとき。

(3) 前条第2項の規定に違反し、正当な理由もなく同条第1項の規定による調査を

拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の報告若しくは資料の提出を怠ったとき。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第13条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

(損害賠償)

第14条 乙は、この契約に定める義務を履行しないことにより、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払うものとする。

(有益費等請求権の放棄)

第15条 乙は、この契約を解除された場合において、売買物件に投じた有益費、必要費又はその他の費用があってもこれを甲に請求しないものとする。

(返還金及び利息)

第16条 甲は、この契約を解除したときは、収納済の売買代金を乙に返還するものとする。ただし、この場合利息は付さないものとする。

(乙の原状回復義務)

第17条 乙は、甲が第9条の規定により解除権を行使したときは、甲が指定する期日までに売買物件を引き渡し時の原状に回復し、返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させる必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならないものとする。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならないものとする。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならないものとする。

(印紙税の負担)

第18条 この契約の締結に必要な印紙税は、乙の負担とする。

(信義誠実の義務)

第19条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行するものとする。

(疑義等の決定)

第20条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(管轄裁判所)

第21条 この契約について、訴訟等が生じたときは、甲の所在地を管轄区域とする横浜地方裁判所を第一審の裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 横浜市旭区矢指町1194番地
神奈川県内広域水道企業団
企業長 羽田 慎司

乙 住所

氏名

別表

物件目録

土地（物件調書から転記）

所在地	地目	面積	備考
	水道用地	m ²	付随する工作物、立木等一式

企業団公共用地売買契約書（案）

神奈川県内広域水道企業団企業長 羽田 慎司（以下「甲」という。）とく落札者
>（以下「乙」という。）とは、次の条項により企業団保有地の売買契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、その所有する別表物件目録記載の企業団保有地（以下「売買物件」という。）を乙へ売り渡し、乙はこれを買受ける。

(売買代金)

第2条 売買代金は、金<落札金額>円とする。

2 乙は、前項の売買代金から入札保証金として納入済の金<入札保証金額>円を控除した金<落札金額－入札保証金額>円を甲の発行する納入通知書によりこの契約締結の日に神奈川県内広域水道企業団指定金融機関等に納入するものとする。

3 前項に定める金額を完納したときに、入札保証金を、甲において売買代金の一部に充当できるものとする。

(契約保証金)

第3条 乙は、契約保証金として金<契約保証金額>円を、この契約締結の日までに甲の発行する納付書により神奈川県内広域水道企業団指定金融機関等に納入するものとする。

2 前項の契約保証金のうち、金<入札保証金額>円は入札保証金から充当するものとする。

3 第1項の契約保証金は、第16条に定める損害賠償の額又はその一部としないものとする。

4 乙が本契約に定める義務を履行しないとき、又は第11条により甲が解除権を行使したときは、第1項の契約保証金は甲に帰属するものとする。

(売買代金の納入)

第4条 乙は、第2条の売買代金から前条の契約保証金を控除した金<落札金額－契約保証金額>円を甲の発行する納入通知書により発行日から30日以内に神奈川県内広域水道企業団指定金融機関等に納入するものとする。

2 前項に定める金額を完納したときに、契約保証金を、甲において売買代金の一部に充当できるものとする。

(違約金)

第5条 乙は、第2条に定める売買代金の納入を遅延したときは、納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、当該納入金額につき年3.1パーセントの割合で

計算した額の違約金を甲の発行する納入通知書によりその指定する期日までに神奈川県内広域水道企業団指定金融機関等に納入するものとする。

(所有権移転時期)

第6条 売買物件の所有権移転時期は、乙が第2条第2項に定める売買代金を完納したときとする。ただし、前条により違約金が賦課された場合には、その違約金を完納したときとする。

(登記の囑託)

第7条 乙は、前条により売買物件の所有権が移転した後、甲に対し所有権移転の登記を請求するものとし、甲はその請求により所有権移転の登記を所轄法務局に囑託するものとする。

2 前項の所有権の移転登記に要する登録免許税は、乙の負担とする。

(売買物件の引渡し)

第8条 甲は、第4条により所有権が移転した後、売買物件を現況のまま乙に引渡すものとする。

(危険負担)

第9条 乙は、売買物件が、この契約締結後引渡しまでの間に、甲の責に帰することができない事由により、滅失又は毀損した場合でも、甲に対して売買代金の減免、若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(瑕疵担保)

第10条 乙は、この契約締結後売買物件に面積の不足その他隠れた瑕疵があることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、何らの催告を要せずこの契約を解除することができるものとする。

2 甲は、警察本部からの通知等に基づき、乙が、神奈川県内広域水道企業団暴力団排除条例(平成24年神奈川県内広域水道企業団条例第2号。以下「条例」という。)第2条第2号から第5号(以下「暴力団等」という。)に該当すること及び暴力団等と密接な関係を有することが判明したときは、この契約を解除しなければならない。この場合において、解除により乙に損害が生じても、甲はその損害に対する賠償の責を負わないものとする。

(条例の遵守及び用途制限等)

第12条 乙は、この契約の締結日から10年間、本売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所、その他これらに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、本売買物件を第三者に譲渡し、若しくは本売買物件について地上権、賃借権、その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をしてはならない。

(実地調査等)

第13条 甲は、前条に定める乙の義務の履行状況について随時実地調査を行ない、又は乙に対し所要の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、正当な理由もなく前項に規定する調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(用途制限義務及び実地調査等の違反に対する措置)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、売買代金の10分の1に相当する金額を違約金として乙に請求することができる。なお、当該違約金は、違約罰と解釈するものとする。

(1) 第9条第2項の規定により、甲が契約を解除したとき。

(2) 第10条の規定に違反したとき。

(3) 前条第2項の規定に違反し、正当な理由もなく同条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の報告若しくは資料の提出を怠ったとき。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第15条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

(損害賠償)

第16条 乙は、この契約に定める義務を履行しないことにより、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払うものとする。

(有益費等請求権の放棄)

第17条 乙は、この契約を解除された場合において、売買物件に投じた有益費、必要費又はその他の費用があってもこれを甲に請求しないものとする。

(返還金及び利息)

第18条 甲は、この契約を解除したときは、収納済の売買代金を乙に返還するものとする。ただし、この場合利息は付さないものとする。

(乙の原状回復義務)

第19条 乙は、甲が第9条の規定により解除権を行使したときは、甲が指定する期日までに売買物件を引き渡した時の現状に回復し、返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させる必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならないものとする。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならないものとする。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならないものとする。

(印紙税の負担)

第20条 この契約の締結に必要な印紙税は、乙の負担とする。

(信義誠実の義務)

第21条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行するものとする。

(疑義等の決定)

第22条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(管轄裁判所)

第23条 この契約について、訴訟等が生じたときは、甲の所在地を管轄区域とする横浜地方裁判所を第一審の裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 横浜市旭区矢指町1194番地
神奈川県内広域水道企業団
企業長 羽田 慎司

乙 住所

氏名

別表

物 件 目 録

土地 (物件調書から転記)

所在地	地目	面積	備考
	水道用地	m ²	付随する工作物、立木等一式